

平成 年 月 日

保護者様

甲斐市立敷島中学校
校長 長田 靖

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により、生徒が下記の感染症にかかった場合は出席停止となります。

この措置は、お子さまが十分休養して早く病気を治すためと、他の生徒への感染を防ぐためのものです。出席停止期間は欠席にはなりません。医師から登校の許可が出るまでは、自宅で十分に療養してください。

なお、回復して登校する際は、下記の登校許可証明書に医師の証明をいただき、学級担任に提出してください。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日まで
百日咳	特有の咳消失まで、または5日間の適正な抗菌製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日まで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹消失まで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状消失後2日まで
結核	感染の恐れ消失まで
その他	医師において感染のおそれがないと認めるまで

登校許可証明書

敷島中学校 年 組 氏名

① 診断名（ ）

② 出席停止期間（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

上記の疾病において感染のおそれなくなりましたので、登校を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印